

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（減容処理設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年2月19日（金）15時00分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官
伊藤係長（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当3名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（減容処理設備の設置）について、資料に基づき以下の説明があった。
 - 津波対策について
減容処理設備は、大型廃棄物保管庫等と比較して、取り扱う廃棄物量が少なくインベントリーが高くないことに加え、廃棄物の保管期間も短い。よって、これまでの実施計画記載の設備の多くと同様、申請書の記載はアウターライズ津波を想定したものとしている。なお、減容処理設備はT. P. 約33mの場所に設置することから、検討用津波の影響も受けない。
 - 減容処理後の廃棄物の流れについて
減容処理済廃棄物を収納した容器の表面線量率を測定し、表面線量率が0.005mSv/h以上のものは固体廃棄物保管庫で、表面線量率が0.005mSv/h未満のものは再利用・再使用対象として一時保管エリアで保管することを原則とする。
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認した。

6. その他

資料：

- 減容処理設備の設置に係る実施計画の変更について